

申込者 各 位

新地町谷地小屋字樋掛田 30 番地

新地町役場 総務課

TEL 62-2111 FAX 62-3194

### 新地町臨時職員登録のご案内

平成 30 年度の臨時職員（身体障がい者の方を含む）の採用に関して、以下のとおり登録者を募集します。

#### 1 募集職種

職 種	登録予定人員	応募資格	勤務場所
事務補助	若干名	・普通自動車第 1 種免許を有する方 ・基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる方	役場庁舎 又は 関連施設
事務補助 （身体障がい者の方）	若干名	・身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方 ・自力による通勤ができ、かつ、介助者なしに職務遂行が可能な方 ・基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる方	

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 2 仕事にあたっての留意事項

- (1) 住民との接点も多いため、明るい応接態度や清潔感、心身の健康の保持、同僚との調和などが求められます。
- (2) 個人情報、その他業務に関し知り得た秘密は他に漏らしてはなりません。また、この職を退いた後も同様です。

#### 3 仕事の時間等

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとし、1 週間当たり 38 時間 45 分の勤務時間を原則とします。土曜、日曜、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの年末年始の期間は、休日となります。

#### 4 仕事の期間

雇用期間は、6カ月以内とし、1回に限り更新することがあります。

#### 5 賃金

- (1) 町規定による金額で、支払いは町職員の例により、毎月21日に支払います。
- (2) 雇用形態により、月額賃金から社会保険料等を控除した額に対応する一定割合（3～4％程度）の源泉徴収税額が控除されます。

#### 6 保険制度

必要に応じ社会保険・雇用保険・労災保険等に参加します。

参考：平成29年12月1日現在の社会保険料率等（総報酬制）

区 分	基本料率	本人負担率	町負担率
健康保険料	98.50 /1000 ×月額	左の50%	差引き残分
介護保険料 (40歳以上65歳未満)	16.50 /1000 ×月額	左の50%	差引き残分
厚生年金保険料	183.00/1000 ×月額	左の50%	差引き残分
児童手当拠出金	2.30 /1000 ×月額	なし	全額
雇用保険料	9.00 /1000 ×月額	4.00/1000 ×月額	7.00 /1000 ×月額
労災保険料	3.00 /1000 ×年額	なし	全額

ただし、雇用形態によっては社会保険制度適用除外となる場合もあります。

#### 7 選考・登録の方法

- (1) 登録制度とし、登録期間は、平成30年4月1日から平成31年3月末日までとします。
- (2) 書類審査のうえ登録し、業務日程や仕事の場所は、個別に相談の上決定します。各業務の必要に応じて採用するため、登録された方が採用されるとは限りません。なお、仕事の必要が生じたときは申込者個人あてお知らせします。
- (3) 応募いただいた書類は、返却しません。
- (4) 応募いただいた個人に関する情報は、業務に関係することにのみ使用し、公表することはありません。

#### 8 応募手続及び受付期間

- (1) 申込用紙等の請求
  - ① 申込用紙等は、本町役場総務課で交付します。
  - ② 郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「臨時職員登録申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛名明記の定形返信用封筒を必ず同封してください。申込用紙をお送りします。
- (2) 申込の方法  
申込用紙（写真・約4cm、約3cm程度を貼付のこと）と健康問診に必要な事項を記入し、資格を証する書類の写し、又は資格取得見込証明書等を添えて、本町役場総務課まで提出してください。このとき、所要の事項をお尋ねすることがあります。
- (3) 受付期間 平成30年1月5日（金）から同年1月25日（木）まで（執務時間中に限ります）。